

# 特定非営利活動法人北見文化連盟 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北見文化連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道北見市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、北見地方の個人や文化団体に対し、相互の交流、連絡協議、文化活動などを通じてオホーツク文化圏の確立・発展に寄与し、次世代を担う子ども達の文化土壌を豊かにすることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 芸術、文化、教育等に関する事業
- (2) 地域文化の向上に関する事業
- (3) 加盟団体への文化奨励支援事業
- (4) 文化振興功績の顕彰に係わる事業
- (5) 会員相互の交流を図る事業
- (6) その他、前各号に付帯する事業

### 2 その他の事業

- (1) 物品の斡旋及び販売
- (2) 役務の提供
- (3) 施設管理受託事業

### 3 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

### 第3章 会 員

#### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員を特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を援助するために入会した個人及び団体
- (3) 法人会員 この法人の目的に賛同して事業を援助するために入会した法人
- (4) 名誉会員 この法人の事業活動に著しく貢献のあった会員で、理事会において推薦された者

#### (入 会)

第7条 この会に会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

#### (会 費)

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき
- (2) 死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### (退 会)

第10条 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。ただし、会費など定められた費用に未納のある場合はこれを納入しなければならない。

#### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### (会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

理事 10名以上 監事 3名以内

2 理事のうちから、次の役員を置く

理事長 1名 副理事長 3名以内 専務理事 1名 会計長 1名

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び会計長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括し全般的運営に当たる。

2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

4 専務理事は、定款及び理事会の議決に基づき、事業の推進と事務局の運営を行う。

5 会計長は、定款及び理事会の議決に基づき、厳正な会計処理を行う。

6 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。

7 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事長、副理事長及び理事の、業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された総会の終結のときまで伸長する。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として、ふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に事務局を設けることができる。

- 2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第23条 総会は以下の事項について議決する

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算報告
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があるとき。
- (3) 第15条第7項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席又は委任状がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決等)

第29条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。または、審議事項についての賛否を表明した委任状を理事長に提出することができる。

- 2 前項の場合において表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数（表決委任者があればその数も付記する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事、会計長、理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面又はメール等をもって請求があるとき
- (3) 第15条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があるとき

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的を記載し書面又はメール等をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事、及び監事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者名（書面による表決者があればその数も付記する）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて理事長がこれを管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれにともなう活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎年度事業終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けて総会の議決を経なければならない。

2 決算後剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他の事業の会計)

第47条 その他の事業会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

## 第6章 解散及び定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項



(解散及び残余財産の処分)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証取消し

2 この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

3 第1項第2号事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

## 第7章 顧問・相談役

(顧問・相談役)

第 50 条 この法人は顧問、相談役を置くことができる。

- (1) 顧問、相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する
- (2) 顧問、相談役に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める
- (3) 顧問、相談役は理事会における議決権を有しない

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、インターネットホームページ、官報及び地元報道紙のいずれかに掲載して行う。

## 第9章 雑 則

(雑 則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、設立総会において定める下記役員名簿の通りとし、第16条第1項の規定にかかわらず、その任期は、第1回通常総会までとする。

理 事 長	平野 温美		
副理事長	村上 富彌		
副理事長	大場 稔康		
副理事長	角田 優		
専務理事	長谷 文夫		
会 計 長	長谷 文夫 (兼務)		
理 事	川又 礼子	理 事	古主 チェ

理	事	須藤田鶴子	理	事	山田 宜江
理	事	佐々木久美子	理	事	荒木 洋子
理	事	渡辺 清治	理	事	田尾勢津子
理	事	塩濱 郁夫			
監	事	矢録 恭司			
監	事	扇谷みつ子			
監	事	大沼 富子			

- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年 3月31日までとする。
- 5 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

**【定款の一部改正】**

2022年4月30日 理事会の招集について  
顧問、相談役について